



【試験日】
令和5年10月29日（日）

【受付期間】
令和5年9月20日（水）
～10月18日（水）

令和6年度採用
【二次募集】

受験可能
年齢拡大！

丹波市職員募集

市民が誇りを持って
「帰ってこいよ」と言えるまち、
「帰ってきたい」「住みたい」と思えるまち、
私たちと共に、実現しましょう。

— 丹波市職員採用候補者試験実施要項 —

1 経験者採用 (試験職種、採用予定人員及び受験資格)

職 種	採用予 定人員	受 験 資 格
事務職A (帰ってきたい枠)	2人 程度	<p><u>現在、市外在住の方で、次に掲げる全ての要件に該当する人</u></p> <p>①本人若しくは配偶者が丹波市に1年以上住所を有していた人 又は本人若しくは配偶者の親族(2親等内)が市内に在住の人 若しくは1年以上住所を有していた人 (※3)</p> <p>②学校教育法による高等学校 (※1) を卒業した人</p> <p>③民間企業等での職務経験年数 (※2) が継続して1年以上ある人</p> <p>④昭和54年4月2日 (※3) から平成17年4月1日までに生まれた人</p> <p>⑤採用された場合、丹波市に転入する意思及び帰ってくる計画がある人</p>
事務職B (障がい者) (社会人経験者)	1人 程度	<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受け、次の要件を満たしている人</p> <p>昭和59年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校 (※1) を卒業した人で、民間企業等での職務経験年数 (※2) が継続して次の年数のある人</p> <p>最終学歴卒業後の経過年数が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の場合は3年以上 ・4年以上5年未満の場合は2年以上 ・4年未満の場合は1年以上
土木職C (帰ってきたい枠)	1人 程度	<p><u>現在、市外在住の方で、次に掲げる全ての要件に該当する人</u></p> <p>①本人若しくは配偶者が丹波市に1年以上住所を有していた人 又は本人若しくは配偶者の親族(2親等内)が市内に在住の人 若しくは1年以上住所を有していた人 (※3)</p> <p>②学校教育法による高等学校 (※1) を卒業した人</p> <p>③民間企業等での土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験年数 (※2) が継続して1年以上ある人</p> <p>④昭和49年4月2日 (※3) から平成17年4月1日までに生まれた人</p> <p>⑤採用された場合、丹波市に転入する意思及び帰ってくる計画がある人</p>
土木職D (社会人経験者)	1人 程度	<p>昭和49年4月2日 (※3) から平成17年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校 (※1) を卒業した人で、1級若しくは2級土木施工管理技士(土木施工管理技士補)または測量士若しくは測量士補の資格を有し、かつ、土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する人</p>
建築職E (帰ってきたい枠)	1人 程度	<p><u>現在、市外在住の方で、次に掲げる全ての要件に該当する人</u></p> <p>①本人若しくは配偶者が丹波市に1年以上住所を有していた人 又は本人若しくは配偶者の親族(2親等内)が市内に在住の人 若しくは1年以上住所を有していた人 (※3)</p> <p>②学校教育法による高等学校 (※1) を卒業した人</p> <p>③民間企業等での建築の職に関する職務経験年数 (※2) が継続して1年以上ある人</p> <p>④昭和49年4月2日 (※3) から平成17年4月1日までに生まれた人</p> <p>⑤採用された場合、丹波市に転入する意思及び帰ってくる計画がある人</p>
建築職F (社会人経験者)	1人 程度	<p>昭和49年4月2日 (※3) から平成17年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校 (※1) を卒業した人で、1級若しくは2級建築士資格を有し、かつ、建築の職に関する職務経験を有する人</p>

職 種	採用予 定人員	受 験 資 格
看護専門学校 専任教員G	1人 程度	<p>【未経験者】 昭和54年4月2日以降に生まれ、助産師または看護師の資格を有する人で、次の要件を全て満たしている人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産師または看護師としての職務経験年数（※2）が<u>5年以上</u>ある人 ・専任教員として必要な研修（※4）を修了した人、または採用後その研修（約8か月間）を受講することが可能な人 <p>【経験者】 昭和44年4月2日以降に生まれ、助産師または看護師の資格を有する人で、次の要件を全て満たしている人（※3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任教員として必要な研修（※4）を修了した人 ・専任教員として3年以上業務に従事した人 <p>（※4）下記のいずれかの研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が認定した看護教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの含む） ・旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程 ・国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）
理学療法士H	1人 程度	<p>昭和44年4月2日以降に生まれ、理学療法士の資格を有する人で、理学療法士としての職務経験年数（※2）が<u>3年以上</u>ある人</p> <p>※丹波市立こども発達支援センターにおいて、障害児通所支援事業を利用する心身の発達支援を必要とする児童（0歳から18歳）を対象に、理学療法等を行いながら児童の発達を支援する。</p>
国保診療所 看護師I	1人 程度	昭和54年4月2日以降に生まれ、看護師の資格を有する人で、看護師としての職務経験年数（※2）が <u>5年以上</u> ある人

2 新卒者採用（試験職種、採用予定人員及び受験資格）

職 種	採用予 定人員	受 験 資 格
事務職J	2人 程度	<p>平成10年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校を卒業した人及び令和6年3月末までに卒業見込みの人</p> <p>ただし、民間企業等での職務経験年数（※2）が継続して次の年数のある人は、「経験者採用枠」での応募（応募期限7月12日実施）となるため、受験資格はありません。</p> <p>最終学歴卒業後の経過年数が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の場合は<u>3年以上</u> ・4年以上5年未満の場合は<u>2年以上</u> ・4年未満の場合は<u>1年以上</u>
事務職K (高校生)		平成17年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校（※1）を令和6年3月末までに卒業見込みの人

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
土木職L	1人程度	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上の学校（同程度と認めるものを含む。）で、土木に関する専門課程を修了して卒業した人、または令和6年3月末までに卒業見込みの人 平成元年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上(※1)の学校を卒業した人で、1級若しくは2級土木施工管理技士または1級若しくは2級土木施工管理技士補、または測量士若しくは測量士補の資格を有し、かつ、土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する人 平成5年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上(※1)の学校で土木に関する専門課程を修了して卒業し、かつ、土木の職に関する職務経験を3年以上有する人 (※2)
土木職M (高校生)		平成17年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校(※1)の土木に関する専門課程を令和6年3月末までに卒業見込みの人
建築職N	1人程度	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上の学校（同程度と認めるものを含む。）で、建築に関する専門課程を修了し卒業した人、または令和6年3月末までに卒業見込みの人 平成元年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上(※1)の学校を卒業した人で、1級若しくは2級建築士、1級若しくは2級建築施工管理技士または1級若しくは2級建築施工管理技士補の資格を有し、かつ、建築の職に関する職務経験を有する人。 平成5年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上(※1)の学校で、建築に関する専門課程を修了して卒業し、かつ、建築の職に関する職務経験を3年以上有する人 (※2)

(※1)「高等学校」には、学校教育法により「高等学校卒業と認められるもの」を含みます。

(※2)「職務経験年数」は、令和5年9月30日を基準日としての経験年数とします。

(※3)1次募集(7/23、9/17実施)からの変更点。

○地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○試験の成績が合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が採用予定人員に達しない場合があります。

○職務経験年数には、休職等で会社を休んでいた期間は、通算できません。

○必要に応じて受験資格の有無、申込書記入事項について、証明書等で確認します。

○次のいずれかに該当する方は受験できません。

・令和6年度採用 丹波市職員採用候補者試験を受験された方(7/23、9/17実施)

ただし、同一でない職種への受験は可

例) 経験者、新卒採用の事務職で一度受験し、二次募集で事務職を受験 → 不可

経験者、新卒採用の土木職で一度受験し、二次募集で事務職を受験 → 可

3 受験手続及び受付期間

	高等学校卒業見込みの人	左記以外の人
提出書類	(1) 近畿高等学校統一用紙 (その2・その3)又は 全国高等学校統一用紙 (応募書類その1・その2) 上部余白に受験職種名を記入してください。	(1) 令和6年度採用 丹波市職員採用候補者試験受験申込書【二次募集】 受験職種欄に受験職種名を記入してください。
	(2) 令和6年度採用丹波市職員採用候補者試験エントリーシート ・エントリーシートの各質問に回答してください。 (3) 受験票【二次募集】令和6年度採用 丹波市職員採用候補者試験 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(写) ・障がい者枠の受験者のみ (5) 免許証等(写) ア 「土木職」で資格取得済みの人 ・技術検定合格証明書(写)※土木施工管理技士 ・測量士登録通知書(写) ・測量士補登録通知書(写) イ 「建築職」で資格取得済みの人 ・建築士免許証(写) ウ 「看護専門学校専任教員」 ・助産師免許証(写) ・看護師免許証(写) ・専任教員として必要な研修の修了証(写) エ 「理学療法士」 ・理学療法士免許証(写) オ 「看護師」 ・看護師免許証(写) (6) 職務経験年数が確認できるもの ・募集要件を満たす職歴について提出してください。 例)健康保険証(写)、年金記録(写)等、経験年数がわかるもの。 (7) 帰ってきたい枠で受験する人 ・丹波市に1年以上住所を有していたことがわかるもの。 例)戸籍附票、住民票(除票)等、丹波市在住期間がわかるもの。 ・本人又は配偶者とその親族の続柄を確認できる戸籍(除籍)謄抄本 (8) 返信用封筒(長形3号封筒)1通 ※受取りを希望する住所、氏名(様)を必ず記入し、切手(84円×1枚と160円分の切手)を貼付してください。 ※申込書等は、丹波市役所、各支所に備えております。 また、市のホームページからもダウンロードできます。	 ~丹波市HP~ 
申請方法	提出書類(1)～(3)に必要な事項を記入のうえ、その他の提出書類(4)～(7)[※受験職種ごとに必要なものすべて]と(8)返信用封筒(切手貼付)をあわせて送付先へ郵送してください。 ※窓口での受付はいたしません。	
受付期間	令和5年9月20日(水)～令和5年10月18日(水) 必着 <u>※受付期間を超過して到着したものは受付いたしません。</u> ただし、10月17日以前の消印は有効とします。	
送付先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 Tel: 0795-82-0722 丹波市 総務部 職員課 ※持参不可。郵送に限る。窓口での受付はいたしません。	

4 第1次試験の日時、場所、試験内容及び結果発表等

(1) 日 時 令和5年10月29日(日) 午前10時から指定する時間

(2) 場 所 丹波市役所 本庁第2庁舎
〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地
電話 0795 (82) 1001 (代) (当日対応)

(3) 試験内容

【経験者：職種(A～I)】

科目等		時間	内 容
事務能力検査	全職種	50分	照合、分類、言語、計算、読図、記憶等、事務能力の確実性についての検査
適性検査	全職種	35分	職務及び職場への適応性、ストレス耐性

【新卒者：職種(J～N)】

科目等		時間	内 容
教養試験	全職種	120分	社会、人文及び自然に関する高校卒業程度の一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
適性検査	全職種	35分	職務及び職場への適応性、ストレス耐性
記述試験	全職種 ※5受験者除く	60分	与えられたケースに対して問題点や原因、解決策を解答し、公務員として必要な現状把握力、課題解決力、表現力等について評価
専門試験 ※5	土木職 建築職 ※職務経験のない人のみ	90分	・数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工 ※高校卒業程度 ・数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工 ※高校卒業程度

(4) 試験当日持参するもの

- ・受験票(※持参していない人は受験できません。)
- ・筆記用具(鉛筆・消しゴム)

(5) 第1次試験結果発表

令和5年11月上旬に、受験者全員に合否を通知します。

5 第2次試験の日時、場所、試験内容及び結果発表等

(1) 日 程 令和5年11月20日(月)～30日(木)の指定するいずれかの日
※日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(2) 試験内容

区分	内容
全職種	個人面接試験(1人あたり20～25分程度) ⇒思考の論理性、使命感等の職員としての適性について

(3) 第2次試験結果発表

第2次試験受験者に対して、令和5年12月中旬に受験者全員に合否を通知します。
通知後、合格者には、「応諾書」、「健康診断書」、「卒業証明書」をすみやかに提出していただきます。

また、勤務歴がある場合は、すべての「職歴証明書」を提出していただきます。

6 第2次試験結果発表から採用まで

- (1) 受験申込書の記入内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 第2次試験合格者は、「採用候補者名簿」に登載され、そのうち採用必要人数の「採用予定者」が決定されます。
- (3) 「採用予定者」の採用は、業務に支障がないと認められたときは、令和6年4月1日になります（欠員が生じた場合はそれ以降になることがあります）。
- (4) 「採用候補者名簿」は、確定の日から令和7年3月31日まで有効です。

7 給与

(1) 給料月額（令和5年4月1日現在）

区 分	金 額
事務職・土木職・建築職 大学卒（初任給） 職務経験年数8年（想定30歳）※大学卒	185,200円 約226,100円
事務職・土木職・建築職・理学療法士・看護師・専任教員 職務経験年数18年（想定40歳）※大学卒 職務経験年数23年（想定45歳）※大学卒	約271,200円 約358,100円

※高等学校卒業後の就学や勤務の年数等に応じて金額が異なる場合があります。

※この金額は、令和5年4月1日現在のものであり、今後、給与改定等により変更になる場合があります。

(2) 諸手当

通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当等諸手当は、丹波市職員の給与に関する条例に定めるところにより支給します。

8 試験結果の開示

試験結果（得点及び順位）の開示を希望される場合は、事前に職員課まで連絡の上、受験者本人であることを明らかにできる書類（運転免許証又はマイナンバーカード等）を持参し、受験者本人が直接請求してください（電話、郵便、メール等による請求はできません）。

試験区分	請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
第1次試験 第2次試験	不合格者	総合得点 及び順位	合否通知を送付した日から1か月間	丹波市役所 総務部 職員課

【問い合わせ先】

丹波市 総務部 職員課（市役所本庁舎2階）

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

Tel.0795-82-1001（代表）内線232 Tel.0795-82-0722（直通）

《丹波市のホームページ》

<https://www.city.tamba.lg.jp/>

丹波市 職員採用

検索

